

第Ⅶ章 実現化に向けて

1. 施策の展開方針

地域公共交通総合交通連携計画（以下、「連携計画」という。）は、事業プログラムを作成することで、目標達成のための施策、事業の実施に関する関係機関の合意や幅広い町民の合意形成をすすめることが可能となる。

こうした事業実施に向けての確実性が高い取り組みを行うことで、時期をとらえて総合計画や他の行政計画に反映することが望まれ、同時に施策実施の担保性が更に高まることが期待される。

連携計画の担保性を高めるためには、協議会によるオーソライズ、幅広い町民の合意形成等の方策が挙げられる。

また、都市計画マスタープラン・都市計画等への反映や、時期をとらえて総合計画・他の行政計画等への反映を考えていくものとする。

一方、実施にあたっての担保性は、主体となる関係機関との協力と合意が欠かせない。連携計画を推進していくにあたって、いかに関係機関と協議し、合意を取り付けることが出来るかが重要となってくる。

施策実施の担保性を高めるためにそれら関係機関と協定・覚書等を締結することが必要である。

2. 計画の推進体制

連携計画は、PDCAサイクル等の手法により、計画を適切に評価し、場合によっては見直しを行うことが必要である。

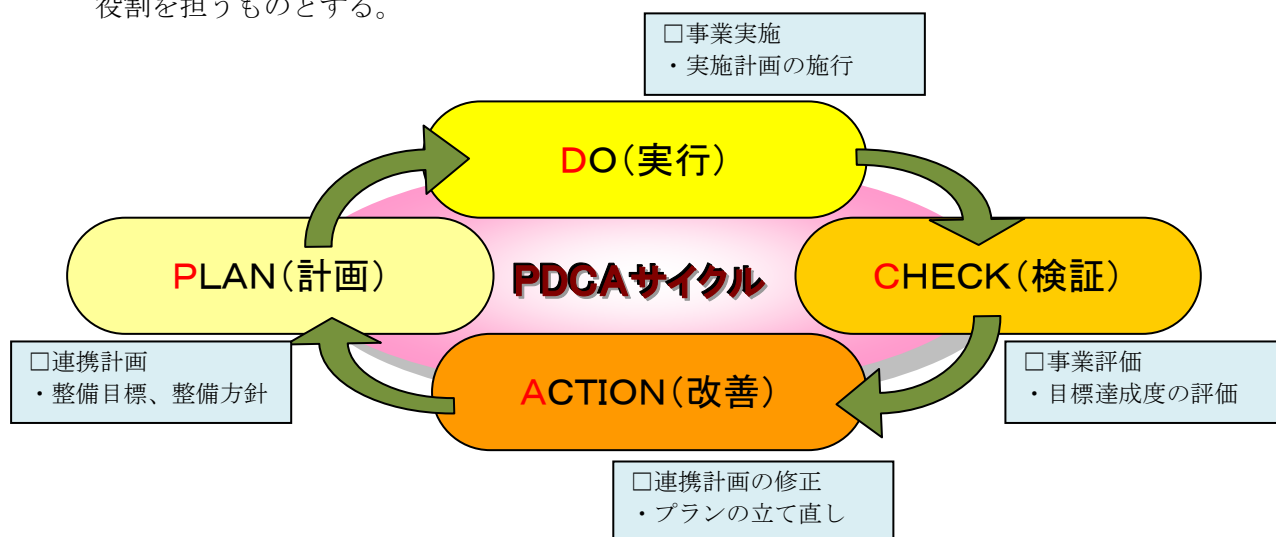
連携計画の取り組みの評価やチェックにあたっては、明確なデータや指標等に基づき、評価できるシステムを構築することとする。

今後の人口減少、超高齢社会にあっては財源的な制約等を考慮しつつ、効率的で質の高い地域公共交通の実現に向けて対応していくためには、目標達成型の施策展開として連携計画を構成する施策を集中的、かつ、重点的に展開し、直面する社会情勢の変化や施策の進捗状況に対応しつつ、適宜見直しを図りながら進めるものとする。

具体的には、各種施策を着実に実施し、実施したものに対して明確なデータや指標に基づき、客観的、公正な評価を行い、また情勢の変化等による新たな視点等を加えながら、より良い状態へとスパイラルアップを図っていくことが、今後の地域公共交通の取り組みに欠かせないものとなっている。

また、連携計画において評価や見直しを永続的に保持していくためには、町が町民の移動を担う地域公共交通の取り組みの重要性をあらためて認識し、その位置づけを高めた上で、その進捗状況等の把握や評価、見直しを行うシステム、すなわち、PDCAを実行していく体制と実施スキームを整備しておくものとする。

なお、PDCAを実行していく具体の体制は、地域公共交通活性化協議会が引き続きこの役割を担うものとする。



■PDCAによる地域公共交通総合連携計画の進め方のイメージ